

JR東労組ステーションサービス協議会

申5号 人事・賃金制度の改正に関する 基本要要求申し入れを提出!

JR東労組ステーションサービス協議会は、1月16日に「人事・賃金制度の改正」の提案を受けて以降、申3号・申4号の2つの申し入れで解明交渉を実施してきました。そして「等級毎に期待する役割」に鉄道業で最も必要な「安全第一」の内容の記載が無いこと。また、公平・公正な評価で競争・差別のない明るく働きがいのある職場にするために議論してきました。そして、組合員の意見を集約し「協議会」として、下記の内容を基本要要求として、株式会社JR東日本ステーションサービスに申し入れを提出しました。

基本要要求申し入れ事項

1. 安全を基礎に「知識・技能」の技術継承ができる人事・賃金制度とすること。
また、等級毎の期待する役割「安全第一」を反映すること。
2. 社員間の競争ではなく、お客さまに対して心のこもったサービス提供できる職場環境と人材育成の為に、各等級の昇格は在級年数に従い、自動昇格とすること。
3. 人事考課を明確にし、偏った評価とならない対策を講じること。
また、マネジメントとしての役割を明確にし、安全、サービスの教育・訓練の充実を図ること。
4. 管区制の要員体制を明確にし、休日出勤を前提とした勤務、運用は行わないこと。
5. 組合員に対して差別・不当労働行為を発生させない為に具体的な対策を講じること。
6. 賃金抑制につながる基本給範囲の設定の上限をもうけないこと。
7. 昇給額の在級年数及び超えた場合の定期昇給を半額にする措置をもうけないこと。
8. 昇給額を増額すること。
①昇給額 1等級 1,000円を2,000円とすること。
②昇給額 2等級 1,300円を2,300円とすること。
③昇給額 3等級 2,300円を3,000円とすること。
④昇給額 4等級 3,000円を3,600円とすること。
9. 繁忙手当は全駅で勤務する一般社員に支給すること。
また、暦日当たり1,000円を2,000円に増額すること。

今こそJR東労組の旗の下に結集し、要求実現に向けてたたかおう!